相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県寒河江市大字島二一一番地、最後の住所山形県山形市江俣四丁目六番五号
被相続人　亡　沖津　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十日
山形県山形市城西町四丁目一四番三五号
城西町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　粕谷　真生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市常北町四四五番地、最後の住所茨城県土浦市東若松町三三七九番地静霞園
被相続人　亡　堀越　ふく

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十日
事務所茨城県土浦市中高津二丁目二番三六号田口司法書士事務所
相続財産管理人　田口　武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県比企郡川島町大字谷中二五八番地二、最後の住所埼玉県比企郡川島町大字上小見野七六一番地一　被相続人　亡　倉浪　賢治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十日
埼玉県川越市脇田町三三―一ＩＴＯビル四階
相続財産管理人　長　宏一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市元郷一丁目一四六一番地、最後の住所東京都北区赤羽一丁目四一番一二―四〇一号サニーヒルズ
被相続人　亡　木村　知子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十日
埼玉県さいたま市大宮区桜木町一―一〇―一六シーノ大宮ノースウイング一四階Ｂアーク法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西江　和貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区南町九番地、最後の住所東京都文京区小石川一丁目九番一四―一九〇二号
被相続人　亡　鈴木　浩志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十日
東京都港区虎ノ門五丁目一三番一号虎ノ門４０ＭＴビル二階虎ノ門総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉田　朋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲州市勝沼町小佐手二一六一番地、最後の住所山梨県甲州市勝沼町菱山四九九九番地一グランステージ勝沼三〇五号
被相続人　亡　渡邊　郭江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十日
山梨県甲府市中央一丁目一二番二〇号異人館ビル３階石川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石川　恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県駒ヶ根市中沢九五七七番地二号、最後の住所長野県駒ヶ根市飯坂一丁目一六番二三号
被相続人　亡　下平　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十日
長野県伊那市西町五〇四七―三
相続財産管理人　弁護士　唐澤　拓夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区文丘町二三番地一〇、最後の住所静岡県浜松市中区文丘町二三番二〇号
被相続人　亡　志羽　政和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十日
事務所静岡県浜松市中区栄町二番地　石塚・村松法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石塚　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区早稲田鶴巻町五一四番地、最後の住所滋賀県守山市守山二丁目一六番地一四―四〇七号　被相続人　亡　柳内　昇司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十日
事務所滋賀県大津市粟津町四番九号ステーションプラザ二階石山法律事務所
相続財産管理人　弁護士　富塚　浩之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大東市三箇三丁目一九九番地、最後の住所和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮八五〇番地一　被相続人　亡　山口和一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十日
大阪市北区西天満二丁目二番三ユニシオ西天満二丁目Ｅ〇三号　間法律事務所
相続財産管理人　弁護士　間　紀夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県芦屋市朝日ケ丘町三七四番地、最後の住所大阪市浪速区幸町二丁目三番三七―二〇三号
被相続人　亡　北野　図

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十日
大阪市平野区西脇三丁目二番四号
相続財産管理人　司法書士　坂本　洋二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県伊万里市山代町楠久四五六番地、最後の住所大阪府寝屋川市下神田町九番二六号
被相続人　亡　谷本　等

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十日
大阪市北区中津一丁目一五番一五号中津第二リッチビル三階
相続財産管理人　弁護士　中山　正隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県豊岡市瀬戸一一八番地、最後の住所兵庫県豊岡市瀬戸一一八番地
被相続人　亡　柿本　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十日
兵庫県豊岡市弥栄町一番一〇号　生駒和雄法律事務所
相続財産管理人　弁護士　辻本　武之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市南細工町一五番地、最後の住所和歌山県和歌山市野崎一四四番地の二
被相続人　亡　大岸　茂夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十日
和歌山県和歌山市九番丁四番地一　ラウムズ和歌山九番丁三〇四号
相続財産管理人　弁護士　辻本　圭三